

令和 6 年 12 月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和 6 年 12 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 102 号	湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について
議案第 103 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 104 号	湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 105 号	令和 6 年度湖西市立鷺津中学校北校舎長寿命化改修工事（建築）の契約締結について
議案第 106 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
議案第 107 号	令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 1

会議録署名議員の指名

5 番 柴 田 一 雄

6 番 加 藤 治 司

令和 6 年 12 月 20 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から令和 7 年 1 月 21 日までの 33 日間とする。

令和 6 年 12 月 20 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について

湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条第 1 項本文の規定に基づき、同法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けた行政財産の使用(以下「目的外使用」という。)に対する使用料(以下「目的外使用料」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第 2 条 目的外使用料の額は、次の表の左欄に掲げる財産の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額(その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円)とする。

財産の種類	目的外使用料(年額)	備考
土地	市長が定める 1 平方メートル当たりの価格にその使用に係る部分の面積を乗じて得た額に 100 分の 3 を乗じて得た額	1 使用する土地又は建物の面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、その端数は 1 平方

建物	市長が定める 1 平方メートル当たりの価格にその使用に係る部分の面積を乗じて得た額に 100 分の 6 を乗じて得た額と使用する敷地面積について土地の項の例により算出して得た額を合算した額	メートルとして計算する。 2 土地又は建物の使用期間が 1 年に満たないものの目的外使用料は、日割により計算する。 3 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てる。
その他の財産	市長が実情に応じて定める額	

2 前項の規定にかかわらず、電柱・地下埋設物・架空の工作物等を設置する場合における目的外使用料は、湖西市道路占用料徴収条例（昭和 60 年湖西市条例第 30 号）別表の規定により算出して得た額に相当する額とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、第 1 項又は前項の規定により算出した目的外使用料によることが目的等により不相当と認める事情があるときは、当該目的外使用料について特別の定めをすることができる。

（目的外使用料の減免）

第 3 条 市長は、目的外使用の目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、目的外使用料を減免することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めたとき。

（目的外使用料の納付）

第 4 条 目的外使用の許可を受けた者は、市長の指定する日までにその年度分の目的外使用料の全額を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（目的外使用料の不還付）

第 5 条 既納の目的外使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により目的外使用の許可を取り消され、又は目的外使用を停止されたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、市長がやむを得ない事情があると認める行政財産について、この条例の規定は、適用しない。

議案第 103 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、前条に規定する設備の基準を満たし、かつ、利用者の支援に支障がないと市長が認める場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 104 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「387 人」を「325 人」に改める。

第 2 条 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「325 人」を「301 人」に改める。

第 3 条 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「301人」を「277人」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から、第3条の規定は令和11年4月1日から施行する。

令和 6 年度湖西市立鷺津中学校北校舎長寿命化改修 工事（建築）の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度湖西市立鷺津中学校北校舎長寿命化改修工事
（建築） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 577,500,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 中村組・朝倉特定建設工事共同企業体 |

代表構成員	湖西市吉美 3270 番地の 5 301 株式会社中村組 湖西営業所 所長 土屋 崇
その他構成員	湖西市鷺津 1005 番地の 1 株式会社朝倉工務店 代表取締役 朝倉 章吐

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第 4 条第 1 号中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度湖西市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 462,753 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,719,743 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 12 月 20 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,592,066	126,098	11,718,164
	2 固定資産税	5,986,036	126,098	6,112,134
15	国庫支出金	2,881,288	1,500	2,882,788
	1 国庫負担金	2,247,378	1,500	2,248,878
16	県支出金	1,571,511	1,175	1,572,686
	1 県負担金	937,055	750	937,805
	2 県補助金	485,473	425	485,898
18	寄附金	251,810	1,000	252,810
	1 寄附金	251,810	1,000	252,810
21	諸収入	1,156,570	16,980	1,173,550
	6 雑入	739,784	16,980	756,764
22	市債	2,201,500	316,000	2,517,500
	1 市債	2,201,500	316,000	2,517,500
歳 入 合 計		26,256,990	462,753	26,719,743

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	177,260	446	177,706
	1 議会費	177,260	446	177,706
2	総務費	3,003,200	2,221	3,005,421
	1 総務管理費	2,449,977	2,100	2,452,077
	2 徴税費	290,761	121	290,882
3	民生費	7,332,158	27,944	7,360,102
	1 社会福祉費	3,602,652	△22	3,602,630
	2 児童福祉費	3,298,121	26,766	3,324,887
	3 生活保護費	430,291	1,200	431,491
4	衛生費	4,418,544	246,764	4,665,308
	1 保健衛生費	1,048,955	246,764	1,295,719
6	農林水産業費	259,828	5,522	265,350
	2 林業費	18,058	5,522	23,580
8	土木費	3,184,173	167,201	3,351,374
	3 河川費	28,407	156,000	184,407
	4 都市計画費	1,861,580	11,201	1,872,781
9	消防費	1,827,403	866	1,828,269
	1 消防費	1,827,403	866	1,828,269
10	教育費	3,455,704	11,789	3,467,493
	1 教育総務費	764,596	10,384	774,980
	3 中学校費	906,403	1,399	907,802
	4 幼稚園費	670,298	△1,920	668,378
	6 社会教育費	481,696	1,926	483,622
歳 出 合 計		26,256,990	462,753	26,719,743

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防防災センター第2期建設工事設計業務	令和7年度まで	27,544
中学校指導者用教科書購入	令和7年度まで	14,969
外国語指導助手（ALT）派遣業務	令和6年度～令和9年度	66,528

第3表 地方債補正

(1) 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川等整備事業	136,000	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(2) 変 更

(単位 千円)

起債の 目 的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
斎場整備 事業	39,200	証 書 借入等	5.0 % 以 内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	219,200	証 書 借入等	5.0 % 以 内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことがで きる。

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新居斎場進入道路整備事業	243,600
6 農林水産業費	2 林業費	森林保護対策事業	5,522
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	110,530
	3 河川費	河川・排水路維持補修事業	20,000
		河川整備関係経費	81,600
	4 都市計画費	鷺津駅谷上線整備事業	2,500